

## 滋賀県環境審議会自然環境部会議事録

日時：平成 19 年(2007 年)10 月 24 日(水)

午後 1 時 30 分～午後 4 時

場所：大津合同庁舎 5C 会議室

### 出席委員：

11 名中 9 名出席

出席：生駒委員、岩田委員、岡田委員、加藤委員、須藤委員、高橋委員、  
濱崎委員、深町委員、二村委員

欠席：槇村委員、松山委員

### 議題：

1. 第 10 次鳥獣保護事業計画の策定について
2. 第二次特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)の策定について

### 議事概要：

#### 事務局：

定刻になりましたので、ただ今から滋賀県環境審議会自然環境部会を開催します。

皆様におかれましては、公私共々お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、開催に当たりまして、琵琶湖環境部自然環境保全課長の熊倉から御挨拶申し上げます。

課長：(あいさつ)

#### 事務局：

議事に入ります前に、当自然環境部会の成立について確認させていただきます。当部会の成立には、滋賀県環境審議会条例第 6 条第 6 項において準用する第 5 条第 3 項の規定により、部会委員の過半数の出席が必要でございます。

本日は、委員 11 名中、現在 9 名の委員に出席いただいております。成立していることを報告させていただきます。

それでは、まず、本日配布させていただいております資料の確認をさせていただきます。次第に資料一覧をつけておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、本日の議題は2点でございます。諮問文の資料1にございますように、諮問事項1として「第10次鳥獣保護事業計画の策定について」、2つめは「第二次特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)の策定について」ということで、御説明を申し上げます。

熊倉課長：

先日、本日の資料について事前に郵送させていただきましたが、生息地保護区の指定についての資料もあったと思います。それについては、協議のほうを土地所有者等と進めている段階でして、今の段階で案を確定できませんでした。大変申し訳ありませんが、次回の審議会で御審議いただきたいと思いますので、御容赦願いたいと思います。

事務局：

それでは、ただ今御説明申し上げました2議題について、御審議いただきたいと思います。それでは、以降の進行につきましては、高橋部会長、よろしく申し上げます。

議長：

皆様、昼間の出にくいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は議題が2つあります。順番にお願いしたいと思っておりますが、1番目は第10次の鳥獣保護事業計画の策定です。資料も大量にありますので、なかなか頭に入らないとは思いますが、まずは事務局から御説明いただき、その後皆様から御意見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。それでは、事務局のほうから、御説明をお願いします。

事務局：(説明)

議長：

ありがとうございます。今、御説明いただきましたが、資料の計画書の案をざっと読むだけでも大変ですが、順番に行くというのも何ですので、どこからでもいろいろと御意見いただいて、それで意見の集約を図っていきたいと思っております。お気づきのところがございましたら御指摘いただき、またそれに関連して御審議していきたく思いますが、いかがでしょうか。

委員：

傷病鳥獣のセンターの問題について、獣医師会より、かつてからワイルドライフセンターのようなもので、特に救護のほうをやってほしいと、第3次計画のときから自然環境保全課に依頼を行ってきました。その回答がハード的な予算ができないということだったので、とりあえずはなんとかそのような形のようなものがないか、ということをお願いした結果このような計画になった。野生動物ドクターにしても、二次治療にしても、今までの獣医師会との関係とはずれてきていて、このような業務を行う施設がだんだんなくなってきている。また、現在かかわっているものが高齢化してしまって、いつ携わる人がいなくなるか分からない状況になりつつある。救助について、ハードができないので、とりあえずはセンターを作ろうという話になったが、検討でできそうな感じではないですね。

議長：

この話はいつも出てくる案件でございますが、これについて委員のほうから御質問がございましたが、どうでしょうか。

事務局：

鳥獣保護センターにつきましては、第9次の時にはこのような表現ではなく、将来的には設置します、と書いていました。しかし、県の財政状況が厳しいこともありまして、当面実現が難しいと思っております。計画の中に実現見込みのないことは外させていただき、今ある制度の野生動物ドクターで、獣医師会の御協力をいただきながら、傷病の一次治療や二次治療を行っておりますので、こちらの制度を活用して行きたいということでこのような表現にさせていただいております。

今回の第10次計画の期間が、財政構造改革プログラムの期間にあっており、これまで以上に財政的に支出を抑える事になっております。このような中で、新たに箱物を作るというのはなかなかお約束しがたい実情がございます。ただ一方で、ドクター制度が未来永劫続くものではなく、当面の措置でありますので、何らかの形では実現していきたいと考えております。今回も既存施設の活用などを書かせていただいておりますが、研究拠点や普及啓発については、例えば琵琶湖博物館などもございますので、こちらでできないか、救護については動物管理センターがございますので、こちらを活用できないか、新しく箱を作らなくともよい方法を考えていきたいと考えております。しかし、これらはなにぶんうちの課が所管する施設ではございませんので、協議を行って行かなくてはならないと思っておりますし、管理センターとは数年前から何回か協議は

行っております。しかし、なかなか実現に至らないということでした、現時点で必ず作り上げるとお約束は難しく、この4年間の中で、少しでも実現に向けて進めていくと言うことで、苦しみながらの表現と御理解いただけたらと思います。

議長：

この件に関連して、他の委員の皆様から御意見はございますか。この話はことあるごとに出ておりますが、なかなか箱物を新たにというのは難しく、この辺りのせめぎ合いがあります。

今御指摘がありました、野生動物ドクターで一次治療等を行っていたが、手詰まりになってきているとありました。これらについてデータはありますか。県内で何件くらい傷病鳥獣が救出されて、どこのドクターにわたしたとか。このようなデータがあれば、もう少し具体的な議論ができるのではないかと思います。

委員：

ドクター制度の資料について、我々が書いて自然環境保全課に提出していますが、文章自体が公文書になっていますので、それは破棄される可能性があります。資料として蓄積されているやつが、そのときそのときに破棄されている。だから、このようなものを作ることは至急に必要です。

事務局：

獣医師と委託契約を行いまして、治療に当たっていただいています。その資料については、我々にいただいており、保管しています。その資料は公文書ですので破棄される事はあります。しかし、文書の内容によっては、破棄期限が来たとしても別に抜き出して保存しております。ただ、すぐに使いたいときに出してくるとするのはちょっと難しい面もあります。

ドクターのほうでも、なかなか対応しきれないという御意見をいただき、我々も運搬や処分について当課および地域振興局で行っておりますが、これもなかなか大変と言うこともありまして、何が何でも全部救護するというのは現実的に難しくなっているのでは、という問題意識を持っています。それに関してヒナとか幼獣は救護しないように、また、希少鳥獣は救護が大事ですが、個体数が著しく増加しているシカやイノシシについてはどうするのか、また、野生復帰が見込めないというものについては、救護対象から外すということも含めて検討して、今ある体制で対応可能な枠組みを模索したいと思っております。

委員：

ドクターの一次治療というのがあって、二次治療が必要な鳥獣については、入院させて元気になったやつは放獣するということですね。

例えば、電話が猟友会に入った場合出て行くことが多いが、自動車とか壁に当たったとか、病気になった動物とか以外に、土日では狩猟によって半矢状態の動物を救出するということが多いのです。シカは多いので救護しないとのことですが、狩猟中にけがする動物が出てくるのは当たり前の話であり、それまで救護するのは矛盾する気がします。また、土日の救護が多いのですが、お医者さんがいらっしやらないし、担当の職員がいらっしやらない場合が多く、猟友会の会員が右往左往して問題が解決しないことが多々あります。この辺りを解決できるような計画にしてほしいと思います。この事業が意味のないものとは思わないので、うまく動くような仕組みを考えていただきたいですし、フォローを行っていただきたいと思います。

事務局：

猟友会にお世話になっているのは、運搬の面についてです。シカについては、個体数調整を行っていますので、救護対象からは外しています。しかし、狩猟鳥獣も対象に入っております。狩猟者講習会でも半矢は避けるようお願いしているところです。

議長：

お話を聞いていて、何となく分かったような感じがしますが、現場で具体的な事例がどのような状況で起こっていて、それがフロー図の中にどのようにはまり、どのようになっていっているのかについて、いくつかでも事例を出してほしいと思います。運ばれてきた動物に対して、ドクターがどのように対応しているのかなど。傷病の事例は実際のところ多いのでしょうか。多いのなら事例でもいいので提示いただき、また半矢の状況の動物をどのように救護しているのかなどもまとめて資料として提示していただきたいと思います。

事務局：

データは今手元がないので、記憶で話させていただきますが、だいたい年間数 10 頭、30~50 の間くらいだったと思います。多いのはほ乳類ではキツネ、タヌキ。鳥類では小鳥。症例は交通事故や病気です。狩猟での症例はあまり聞いたことがありません。

委員：

日曜土曜が多いのは、住民が山に入ったり、海に行ったりしてそこで見つかる場合が多いです。

委員：

土日では先生が不在の場合が多いのですが、獣医師会のほうで担当者をつくっていただくとかはできませんか。

委員：

今回、獣医師会でもいろいろと会員の中から批判がありました。今回からは実働できるものしか登録しなくなりましたので、ますます名簿が減ってきているのです。実働している人のところに連絡が入った場合は、何らかの対応は行っていたと思います。今までは、動かない、実働しない人が登録されていたから、近くだからということで連絡したけれども、診てくれないというのがありました。今は実働する人しか登録していませんので、人は少なくなりましたが、動きは良くなると思います。

事務局：

土日が多いのですが、一般的には夜間もありますし、一般市民の方がかわいそうだと言うことで見つけられて、うちに直接かけてくる場合、市町に電話される場合、振興局に電話する場合があります。土日、夜間については、うちの課で携帯電話を持っておりますので、守衛室を通じて受けることになっています。しかし、すぐには出動できないこともありますし、ドクターの御都合もありますので、我々のほうでドクターの名簿がありますので、受け入れ先を探すという形をお願いをし、振興局で現場対応をすることになっています。

委員：

無償ではないのでしょうか。このような対応をいただくわけですから、むしろ高い予算をつけてもらうべきだと思います。

事務局：

委託費はあまり大きな額ではなく、半ばボランティア的に受けていただいている面もあります。だから難しいというのであれば、考えなくてはならないかなと思っております。

委員：

この問題についてはいくら時間をかけてもなかなか見えてこない感じがします。重要なのは部会長がおっしゃるとおり実績です。これがどうなっているかについて整理して、実行がどうなっているのか。鳥類で言えば、ゴイサギごとき、といったら怒られますが、そのようなものが圧倒的に運び込まれているということになると、水田地帯で農薬をまいたときに一過性の中毒で運び込まれているような場合も多いと思います。後は、ガラスの窓に鳥がぶつかって落ちていると。このような話は私のところにもこの一月で30件は来ています。これらへの対応が有効なのであればもっともっとやっていただかなくてはならないし、大した事がないのでしたら、人と時間をかけることはないと思います。その場合であれば、レッドデータブックのこのランク以上の種については、特別に救護する、とかにしないと収集がつかなくなると思います。昨年であれば、コハクチョウが釣り針にかかり、救助されて治療されたことがありました。後には放鳥されて、県内からは飛び立って行けたようです。片一方で野生動物を助けましょう、一方で切り捨てるでは子供たちへの説明が難しいのではないですか。

私は、獣はよく分からないのですが、キツネ、タヌキが圧倒的に多いのでしたら、キツネ、タヌキの価値をどの辺りに位置づけたらいいのかとのバランスが大事だと思います。実行できなくても、絵としてきれいというので書いていたのではどうかと思います。

事務局：

この計画に基づいた傷病鳥獣保護マニュアルというものを作っておりますので、これを御提示させていただいて、もしよろしければ、次回御審議いただきたいと思います。

議長：

今までもフロー図に従って動いているのでしょうから、部署部署でどのような問題が出ているかについて、集約しておいていただく方がいいかなと思います。これはセンターともつながる話でもありますし、そうでなくても重要だと思えます。

この鳥獣保護センターの設置に関連して、傷病鳥獣保護体制については、次回に継続したいと思います。

委員：

ちょっとお願いがあります。実績をまとめていただくに当たって、救護の背景を是非まとめていただきたい。どういう状況で救護されたか、その救護は意味があったのかということについて。それと放鳥獣した鳥獣が、その後どうなったか、あまりそのようなデータはないとは思いますが、できれば整理していただきたいと思います。

なぜ、このようなお願いをするかについてですが、そんなに例数はありませんが、特にほ乳類が多いのですが、救護して発信器をつけて追跡調査を行ったデータがあります。しかし、野生の個体群に復帰したというのは非常に少ないというデータがあります。

個人的には、誤解を恐れずに言いますが、救護というのが生態系の保全や、生物多様性の保全とか、ワイルドライフに対してどれだけ意味のあるものかということを疑問に思っている。個人的にはイノシシなんかでは食べてしまえばいいと思っている。

ワイルドライフセンターというものは、県に是非ともあった方がいいとは思いますが、これは救護から立ち上がってきたものではない方がいいと思います。反対に救護を通して見える野生の世界ということを、きちんとデータ化して研究して、こういったことを起こさないためにはどうすべきかを扱うワイルドライフセンターは必要です。しかし、このセンターが救護に忙殺されるようでは非常にまずい。片や個体数調整などで税金を使い、片方で同じ種を救護することに税金を使うことは矛盾だと思います。救護が生態系にどのような影響を及ぼすのかについて、広い視点から研究できるような研究者が入れられるようなセンターを将来的に整備していただきたいと思います。しかし、それは救護から始まるべきではないとも思います。

先ほど岡田委員からありましたが、子供たちにどう説明するか。子供の情操教育や道徳教育という観点から救護を捉えると、他の部局の管轄になったりもするのかなとも思います。このようなことについては、隣の岐阜県や兵庫県でかなり整備されていると思いますので、是非情報を入手していただいて、整理していただければいいのかな、と思います。

議長：

ありがとうございます。それでは、他のところに御意見をいただきたいと思っておりますので、お願いします。

委員：

駆除権限の市町への権限委譲については、どのようなスケジュールで進む予

定なのか、もう進んでいるのかについて教えていただけますか。

事務局：

基本的に、有害捕獲の許可権限については県知事許可となっています。そのうちいくつかの鳥獣については、迅速な対応が必要ということで、許可権限が市町に委譲されております。具体的には、カラス、ドバト、スズメ、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカは委譲されております。被害が発生してからすぐに対応していただきたいとのことから委譲しております。なお、第10次計画のなかで、これら以外にアライグマとハクビシンについて、滋賀県では他府県に比べそれほど被害等が多いわけではありませんが、急激に被害が大きくなる傾向が見られることから、市町への権限委譲を予定しております。

委員：

安易な餌付けをしない、ということですが、これをどのように周知徹底を図られるのか。罰則はないのでしょうか。注意をしに行くだけということでしょうか。罰則規定があれば、周知徹底も行いやすいと思いますが、どのように普及啓発を推進して行かれるつもりか、詳しくお聞かせいただきたいと思います。

事務局：

農家の方が収穫した農作物を、出荷せずに畑の端に放置している、いわゆる残渣とかいわれるものですが、これらがシカやサルをおびき寄せることになっています。このような残渣を、農家の方に適切に処理していただくよう指導を行っていきたいと思います。指導に当たりましては、地域振興局単位で設置しています獣害対策地域協議会が中心になって、安易な餌付けの防止について情報交換等を行い、例えば市町から農家に対して指導をしていただきたいと考えています。また、共生条例の中で、被害防除推進員を設置することになっておりまして、この推進員の方には見回りをしていただきます。この見回り中に残渣を発見した場合は、農家の方を指導していただくことになっております。これには罰則規定はございませんが、放置している方が実際に被害を受けておられるので、このような指導をしていくことで気づいていただき、改善を図っていただけると思っております。

委員：

農家の方が知らずに放置しているものについて指導して回るというのはよくわかります。しかし、イノシシやシカをとるためにおりを仕掛けるときに、周りに誘引するためにわざとエサをおいたり、まいたりする場合は、故意に行っ

ているわけです。このような方には罰則規定がなければ指導も難しいのではないのでしょうか。

事務局：

狩猟のためにおりを設置して、その中にエサをおくというのは、共生条例の中の除外規定に該当するのではなかったかなと思います。狩猟行為まで、餌付けとして禁止することはできませんので、除外項目を設けています。

議長：

餌付けのことについて、御検討いただきたいと思います。

私のイメージについて御説明させていただきます。餌付けというのは、一つはかわいいからということで、エサをまくタイプがあります。それから、田畑の残渣、餌付けするつもりはなかったのですが、結果として餌付けにつながっているというタイプ。それから、イノシシやシカなどを捕る目的の箱わなの周りに、猟期の大分前からエサをまく。そこには多くのイノシシが集まりますので、他の人も負けじとまく。このようなことで、箱わなとエサの置き方について、これが餌付けの3つめになるのかどうか。これは狩猟の制度の中で対応できるのか分かりませんが。

私のイメージではこの3つくらいがあります。計画案の中ではざっと書いてありますが、タイプが3つくらいあるとすれば、分けて、整理する。箱わなの周りの誘引のためにエサをおくというのは、どのように整理するのかについて考える必要があるのではないかと思います。

事務局：

今議長に整理いただいたのですが、条例で禁止をしているのは、意図的な餌付けについてです。罰則はありませんが、非意図的な餌付けについて禁止はしておりません。したがって意図せずほったらかしにしているのが、結果として餌付けになっているものまで条例で禁止しているとは言い難い。ただ、このことにより害をおよぼすおそれがありますので、指導ベースで普及啓発していきたいと思っております。意図的な餌付けについては、小鳥とか白鳥とかに対して事例がありますが、条例で禁止しているのは指定野生鳥獣の5種のみでして、それ以外については、賛否あるとは思いますが、条例で禁止しているわけではございません。この5種については、禁止なのですが、一部の例外がございます。この例外が狩猟であるとか有害捕獲であり、これについては認めています。ただ、認めるにしても、おりの中にエサを置くとかをイメージしているものでして、議論になっている狩猟期以前からエサをまく、というのを許容するつも

りはありませんので、それは意図的な餌付けと解釈して指導すべきではないかと考えています。罰則については、鳥獣保護法の中で規定はなく、共生条例でも罰則はなく、徹底が難しいとは思っています。

議長：

神戸の六甲で、餌付けを禁止する意図でイノシシ条例をつくった。しかし罰則規定はない。だから、かどうかわからないが、やまないのです。餌付けをする人が後を絶たない。指導はしているのですが。

猟友会には私もイノシシ関係ではお世話になっておりますし、現場もいろいろみております。箱わながずいぶんとあります。それは猟友会が高齢化していることが一つの理由となっています。山の上まで行くのはなかなか大変ということもあって、箱わなだと割と簡単に捕れる。捕れるということは、餌付けを行っているということですね。餌付けといっても、おりの前に置いているだけではなく、もうちょっとその周辺部分も含めて、大分前から置かれる方もおられると聞きます。これは猟友会の中で銃をやられる方、わなをやられる方の間でいろいろとやりとりがあるとも聞いております。これは猟友会の中で整理していただかないといけないのかもしれませんが、県のほうも、これに積極的にかかわっていく必要があると思います。イノシシの狩猟による餌付けは、単なる餌付けの問題だけでなく、そこにイノシシをおびき寄せることによって、周りの農地に農業被害を及ぼすことを背後から拡大させている要因の一つになっているという可能性もある。このように考えますと、イノシシの狩猟に関する餌付けに関してはしっかりと対処しなければ、いろいろと問題が広がっていく可能性があると思います。ですから、罰則規定を設けるのかどうかは別として、しっかりと対処を行わないと、問題がいろいろと波及する可能性があると思います。

委員：

お互いに監視する体制が望ましいのですが。猟友会のメンバーがメンバーを監視するというのでは、実行はあがない可能性がある。

委員：

伊香立の保護区の中で暮らしておりまして、もう26年になります。もともとはこんなところでサルとかは出てこないのかと言われていても、ほとんどブルーベリーに対する被害とかはありませんでした。ところが10年ほど前から被害が出るようになりまして、3年ほど前からシカが非常に出てきます。それがだんだん葉っぱを食べたりするだけではなく、お客様と一緒に植えたパンジーの花なども食べてしまいます。最近パンジーの花が少なくなっているような気

がしていて、なぜかなと思っておったのですが、シカも木の皮を食べるよりも花を食べる方がおいしいということを知ってしまったのかな、と。結局柵やいろんな方法をとらないとすべて荒らされてしまいます。うちはブルーベリーにはすべて防鳥ネットを張っておりまして、シカやイノシシやサルは入れないのですが、防鳥ネットを張る前は、ずっとシカがブルーベリーの葉っぱを食べます。餌付けをしているつもりはないのですが、おいしいものを食べるようになって、結果的にここにおいしいものがあることを知ってしまった。元々は木の皮でも食べていたのに、おいしいものを知ってしまいどんどん出てくるようになってしまいました。

うちは鳥獣保護区ですので、わなで捕獲するということもできませんので、余計に冬にはどんどん集まってくるのです。それは仕方ないので、いやというわけではないのですが、このような状況がどんどん進んでいけば、シカやイノシシの数の問題と、エサの嗜好が変わってくるという問題が起こると思います。そうなれば山に暮らさないで里付近で暮らす個体が増えてくる。どうすれば、この流れを押さえて、あなたたちは山に住むのですよ、というのを教えることができるのか。このようになったらそれぞれがちゃんと棲み分けられるというか、そういうビジョンがあれば子供たちにも説明できるのではないのでしょうか。

保護区や禁猟区は必要で、それを作っていく以上はシカもイノシシもサルも増えていくと思います。それらを殺せばいいというのではなく、私たちがどんな自然を作っていくか、それぞれが棲み分けられるのかというのがはっきり見えていることが重要ではないかなと思います。

事務局：

伊香立の話が出たので、ここの保護区についてはちょうど今ペンディングで協議中です。ここは地元要望で非常に獣害がひどいと。なんとか、解除というか更新しないでくれないかという御意見をいただいている地域です。これに対するうちの考え方についてですが、鳥獣保護区は狩猟ができない地域でして、被害があれば有害捕獲はできます。そういう仕組みですから、害が出ているという理由であれば、有害捕獲で対応していただけないかなと。おりを設置することも許可でできます。許可権限も市におりていますし、数が多いので許可される可能性が高いと思います。住民感情もあるので、難しいとは思いますが、今説得を行っているところです。ただ、おっしゃるとおり防護柵を設置したり、捕獲を行うだけでは、いたちごっこですので、鳥獣保護区の外でもなかなか成果があがっておりません。後ほどサルの計画のほうを御説明申し上げますが、やはり生息環境を保全し、獣と人間が棲み分けできるような、そのような社会を作っていくことが必要かなと思っております。例えば森林が、今人工林が多

いのですが、ここに広葉樹の植林を進めて、エサの多い森林を作っていくとか、そのような取組を行っていきたいと思っております。しかし、すぐどうこうというのは難しく、理想は遠いということがありますし、サルは特に、味を覚えてしまっているというのもありまして、なかなか山に帰ってくれないということもあります。ですから、防除を行うということも重要かなと思っております。

議長：

獣害や獣害の背景について、昨今そのような問題が非常に大きいので、そのあたりの問題を鳥獣保護思想の普及というところでできないですか。保護思想の普及というのは、ぱっとみはそういうニュアンスが含まれていないと思います。小・中学校相手の愛鳥思想というのが主ですよ。なぜ、今鳥獣害が起きているのか、それに対してどのように考えればいいのかについて、小・中学校のときから教えるのも重要ではないですか。いまこのような考え方は入っていませんよね。鳥獣害の背景には、耕作放棄などいろいろありますし、このようなことを考えてもらうのも保護思想かなと思うのですが。

委員：

ちょっと関連してですが、今までも保護思想の普及とかを実施されてこられたとは思いますが。例えば私の子供の時に、愛鳥ポスターとか書いた覚えがあります。ただ、なんとなくポスターだけ書いたな、という覚えしかありません。その背後にあるようないろんな人と野生生物の関係について、もうちょっと踏み込んでいくとか、野鳥の森についての問題とか、第10次になって前回に比べてどのように改善して、今の現状に合わせる形になっているのかなというのを説明してください。

事務局：

鳥獣保護法の法律そのものの思想なんですけど、昭和時代にGHQの指示で大改正したもののなのですが、鳥獣保護というのは生態系の保全というよりもむしろ動物愛護に近い感じがします。愛鳥思想とか、愛鳥月間とかそういう言い方は鳥獣保護法の世界です。動物はかわいい、守る、だからということで発展していった生態系を守るという流れになっていると感じています。この関係で鳥獣保護思想というの、終戦まもなくからずっと続いているのではないかなと思っております。これでいいのか、というのが部会長の御指摘だと思います。施策についても、そんなに9次と変わってはいません。野鳥の森についても過去に作ったものをそのまま書いていますし、抜本的に改善したところはありません。予算額についても、ポスターの選定のための先生の謝金とか、愛鳥校への

講師派遣の謝金とかの10万程度のものです。こういった形でやっているというのが現状です。

ただ、子供を対象とするのが多いのがこの部分なのですが、私個人の気持ちですが、小さい子供に農林業被害があると、人と動物の間にはいろいろと問題があると教えてもぴんと来るのかな、と。我々保護の立場の人間からすると、動物というのは大事で、かわいがるものというのは、子供には素朴に持ってほしいと思っています。人の敵みみたいな誤解を与えかねない教育を、大人にはいいのですが、子供にするのはちょっと心配です。

委員：

これは何から何まで鳥獣保護法が根源になっておりまして、詰まるところ、まず保護をしましょうということ。この法律で通されているのは保護という考えです。しかし、現実上実効あるものとして行われているのは、次のサルの時も出てきますが、鳥獣保護管理計画の管理という言葉です。思想としては、保護のほうで行くというのは人情として当然でしょうが、具体的な施策で行くと、管理の問題であろうと思います。そうすると管理するにはどのような手法があり、どういう選択があってという書き方になっていないと、基本的には事業計画そのものも実効あるものになってこないと思います。

昔から骨が変わらなく動いてきたというのはやむを得ないと思うのですが、現状が近年はかなり変わってきております。今までの取組の継続でいいのだろうかというところまで来ていると思います。

鳥獣保護法もカタカナの法律から口語体に変わりましたし、中も実態に合う感じに整理されましたから、いいのですが、実態管理というのは事業計画の中で、管理計画として書いていくというトーンで行っていただきたいと思います。

議長：

昔は、小学生や中学生でもうさぎ狩りをしたりいろいろと行っていました。今は気持ち悪いとかいう反応です。今までの鳥獣保護思想の流れもあるとは思いますが、現実も含めて今後どのように考えていくかについての教育をしていくのも大切かなとも思います。また、御検討下さい。

委員：

保護区の更新について、更新前に調査を行っておられます。今、更新について現地と協議中というのがあるようですが、保護区の更新の調査にかかわっていますが、調査はおもに鳥類について行っております。今は獣についての問題

がいろいろと起こっているのですよね。保護区を調べて、小鳥がいましたということで更新をして、獣については、足跡があったよな、程度では問題があるのではないかと思うのですが。

委員：

カワウによる害が非常に大きいです。いろいろと対処を行っていますが、なかなか実効があがらない。野生のふつうの小鳥による被害が大きいとは聞いたことがないし、ムクドリやヒヨドリ以外の種が非常に増えているというのも聞いたことがありません。このような鳥をどのように保護するのかについてよく分かりませんが、個体を保護するというよりも、環境を守ることが保護につながるのではないかなと思っています。キジを放鳥したとしてもそこにキジの天敵が多ければ意味がない。そのようなことも計画の中に盛り込むのは、科学的な方面からの意見として必要と思います。

委員：

県内の鳥獣保護区はほとんど山間部にあり、森林です。特別保護区の一部は平地にあります。そこらに住んでいる鳥というのは、長く調査を行っておりますが、それほど多くないものです。鳥獣保護区ですから、メインに鳥の調査をしていくとそういうこともあるのですが、主を獣のほうにおいて調査した方が現状によく合うのではないのでしょうか。

事務局：

確かに保護区の更新の際には、鳥の調査しかしていません。この理由は、有害鳥獣については、別にモニタリングを行っております。また、有害鳥獣はクマはちょっと違うのですが、数が多い。ですから、例えばシカがいるから保護区にします、という事にはなりません。そこで、野鳥を調べれば、保護の必要があるかどうかの判断はできるのではないかと思います。岡田委員の御意見が、有害鳥獣が多いところは保護区に指定すべきではないというのであれば分かりますが、そうでないならば鳥の調査をすれば判断できると思っております。

議長：

鳥獣保護区は今回すべて更新するということですね。今までどおりでいいということでしょうか。

事務局：

今のやり方だと、新規でどこが適地かについて調べるのが難しいのですが、

例年行っている水鳥一斉調査や、希少種については生きもの総合調査で5年に一度レッドデータブックの改正に向けた調査を行っておりますので、その中で必要があれば、新規の保護区を設定するということにしたいと思っております。ただ、獣害が非常に強い中で、新規指定は住民の理解がなかなか得られないという実情はあるかな、と思っております。

議長：

保護区の設定と連携がとれているのか、森林の緑の回廊とかでつながっているかというような大きな話の中で、この問題があるのかな、と思っております。今まで鳥の調査のみで更新してきたのですか。

事務局：

過去の指定時の調査書を見ると、調査対象に獣もあります。シカがいるとかイノシシがいるとかが出てきます。

議長：

本日いろいろと御意見いただいておりますし、もう一度12月上旬くらいに御審議いただきたいと思っております。今、特にここで意見を述べておきたいという委員がいらっしゃいましたら、お願いします。

委員：

人畜共通感染症への対応について、大上段で繰り返されていて、最終的には鳥インフルエンザしか書いていない。これでは、鳥インフルエンザのみの記述にした方がいいのではないかと。逆に感染症全体に対応するのならば、そのような記述にした方がいいと思っております。

事務局：

自然環境部局では、野生生物を保護するというのが一番で今までやってきました。昨今は鳥インフルエンザの話が出て、野鳥がその感染源ではないかと疑われましたので、その調査を環境省はじめ自然環境部局でやろうとなり、大変な業務量となって参りました。その関係で、国の鳥獣保護管理指針でも、鳥インフルへの対応を書け、となっております。それ以外の感染症もあると思っておりますが、自然保護部局が主体でやるのは鳥インフルのみでも手一杯の状況です。申し訳ありませんが、当面は鳥インフル対策に絞ってと考えております。表題と中身が一致しないという点についてはその通りですので、表題を訂正させていただきます。

委員：

できれば逆にしていただきたいのですが。これからいろいろと出てくると思いますが。例えば北海道で起きたツツガ病とかは自然からもらっているものですし、事が起こって作るのではなく、せっかく鳥インフルの協議会ができているのだから、他の環境から来る病気にもすぐに対応できるという体制をとっておく方がいいのではないかと思います。たぶん集まるのは同じメンバーだと思うので。

事務局：

鳥インフルエンザ対策も基本的には家禽を守るのが中心です。県では畜産課が主体となって進めています。その取組の中でうちの課も協力して対応を行っていくという体制になっています。したがって他の人への感染症とか家畜への感染症とかの問題についても、責任ある部局が音頭をとって進めていくという形でないと、我々の自然環境部局では難しいと思います。御指摘については担当部局に伝えたいと思いますが、鳥獣保護事業計画の中では書きにくいのかなと思っております。

議長：

シカやイノシシが里近くまでおりてきています。彼らにはダニなどがついていきますので、それらと接触し、病気に感染する機会が増えていると聞いていますし、イノシシとシカの肉を食べたりするときに、寄生虫とかの問題も含めて、それらに対する対応も含んでおいた方がいいような気がします。なにかその当たりの話についてお聞きになりませんか。皮膚科のお医者さんが、マダニで来られる方が増えたとおっしゃっていました。

委員：

仕事の関係で山によく入りますが、よく噛まれるようになりました。今も4箇所くらいかゆいです。昔だとそんなことはなかったのですが、イノシシとかについている、とても大きなダニに噛まれるようになったのはつい最近です。感覚で申し上げて申し訳ありませんが、人の生活圏にも多く入ってきているように感じます。この計画の中にどのように書けばいいのか分かりませんが、先ほど肉の話も出ましたが、狩猟の更新の時にでも講義する事があります。このときに情報提供とかを行えばいいのではないかなと思います。

委員：

狩猟者講習会の時に使うテキストに、エキノコックスやツツガムシ病という感染症のことは載っていますが、それが滋賀県で発症したということは今まで聞いたことがありません。そのようなことがあるのですかね。ハンターとしてこのようなことを知っておくのは常識と考えています。

議長：

感染症への対応は、間口を広く設けておいた方が、鳥インフルに絞らない方がいいんじゃないかと思います。

どうでしょうか、このあたりで、また12月にもう一度審議会を開催するという話が出ていますので、いったん事業計画についてはしめさせていただいて、継続審議ということでよろしいでしょうか。

それでは、もう一点あります。第二次特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)の策定についてということで、引き続いて御説明のほうをお願いします。

事務局：(説明)

議長：

ありがとうございました。それでは、委員の皆さんからニホンザルの第二次計画につきまして御意見いただきたいと思います。

委員：

大津市への農林業被害はゼロということでよろしいのでしょうか。

事務局：

計画に取りまとめているデータは、農業経営課が各市町からの報告に基づいて取りまとめている統計データに基づいて作成したものです。よく話題に出る大津E群は、その行動域のほとんどが住宅地であり、販売農作物への被害はほとんどなく、自家消費作物への被害が主ではないかと考えています。

委員：

個体数調整のところでは話がありました、有害鳥獣捕獲と個体数調整の違いについて明確に位置づけるとありましたが、もうちょっと詳しく御説明願えませんか。

事務局：

本文の 20 ページをお願いしたいと思います。

こちらに表としてまとめさせていただきました。項目として、許可権者、目的、捕獲可能数、捕獲時期、実施手続き、個体群の保全について評価を行っております。個体数調整は、地域個体群の存続も目的であり、県知事許可です。有害捕獲は緊急避難措置であり、即応体制が必要ということから市町長許可となっています。目的は、個体数調整は著しく個体数が増加して、被害が大きな群れについて、個体数管理を目的として行います。有害捕獲は緊急避難的措置として行います。捕獲可能数については、個体数調整は部分捕獲と全体捕獲に分かれますが、部分捕獲については、第二次特定鳥獣保護管理計画期間中、捕獲前の個体数の 50% に抑えることになっています。全頭捕獲は群れ全体の捕獲が可能です。有害捕獲は群れの個体数を大きく減少させるおそれの少ない、個体数の 10% までの捕獲とします。捕獲時期については、個体数調整では、被害軽減のために個体数を抑えることを目的としておりますので、年間を通して、必要に応じて捕獲を実施していただけます。有害捕獲は、実際に被害が出た後の対応になります。実施手続きは、個体数調整は地域実施計画に基づき市町が県に申請していただくこととなります。有害捕獲は、特定計画に定める基準に適合していれば、市町長が許可できます。個体群保全については、個体数調整は市町界を越えた広域的な観点から、地域個体群の保全が可能と考えています。一方、有害捕獲は、緊急避難的措置で捕獲を繰り返せば、存続が必要な群れを絶滅にまで追いやるような、強烈的な捕獲圧をかけてしまうおそれがあると考えています。以上が今回計画の中に明記させていただいた内容です。

委員：

今回の第二次計画のポイントは、有害捕獲中心から個体数調整中心に移行していくことと理解しています。どこかに出ているかもしれませんが、個体数調整をきちんと行っていくには、モニタリング、単なる捕獲数ではなく、年齢構成やできれば栄養状態についてもデータをとり、科学的な管理に結びつけていくことに気をつけてやっていただきたいと思います。

また、個体数調整を行うに当たっては、目標とする群れだけではなく、全体捕獲の時には特にですが、その周辺部の群れについても同時にモニタリングを行いながら実施するべきですので、予算的にも厳しい中とは思いますが、しっかりとモニタリング体制をとっていただきたいと思います。

また、個体数調整を実施していくに当たって、生息地環境の整備については、具体的なプランを持ちながら進めるべきです。そうでないと、計画に書くだけに終わってしまうと思います。特にサルは急がないと、農作物だけに頼って、

人の生活圏に頼って生きている個体があります。このような個体については、山に行っても、山でどのように生活すればいいかわからない。食べ物は畑にあると思っています。まだ山で生活した経験を持つ大人がいて、うちに何とか追い上げるとかしないと難しい。かなり生活圏の整備を真剣に急いでやらないと、正しくないサルばかりになってからやっても間に合わないと思います。

委員：

生息環境の整備についてですが、具体的には今1/3くらいしか天然広葉樹林がないとのことですが、何年間でどのくらい生息環境の整備を行っていくかについて、具体的な計画はあるのでしょうか。

事務局：

林務のほうの計画に数値が書いてあると思いますが、ちょっと今は分かりません。県では平成18年度から森林税が導入されまして、環境林整備事業というのがあります。こちらには5年後の数値目標があります。

委員：

実際に行うときには、林務と共同で行う体制になっているのですか。

事務局：

実施主体は市町や森林組合にお願いすることになりますので、その方々にどのような事業があり、どの辺りを中心に実施していくかについてまとめた実施マニュアルが必要と考えています。それに関して、現在林務と協議中です。当課としては実施手法を持っていませんので、実施して行くには林務と共同で行わなくてはならないと思っています。野生動植物の生息地として有効な森林づくりという面で、今ある事業を有効的に獣害対策としても活用できないかと思い、提案、協議を続けていきたいと思っています。

森林整備については、しっかり書かなくてはいけないと思っています。しかし、事業の実施主体は林務ですので、人のふんどしでしかないわけで、林務も林務なりの方針で行ってられるのですが、針広混交林とか広葉樹を増やすという方針があると聞いています。ちょっと数字は思い出せないのですが、目標も何haとかで計画があります。ただ、問題はサルの話とリンクしておらず、サルと人の生活域を分けるために森林整備が必要だということまではなかなか理解が進んでおらず、これからどのようにして巻き込んでいくかが課題と考えております。その手段として、今回保護管理の方針を群れごとに作る時に、

サルを追いやる先に、生息を許容する生息環境を設定してくださいとなっています。このような合意が図られれば、その場所でサルが定着できるように森林整備を行っていきましょうという機運に持って行けないかなと期待しています。ただ、設定が具体的にできるのか、という指摘をいろいろといただいております。現実的にうまくいくか分からないのですが、今までどおり森林整備が必要だと書いているだけでは、なかなか林務の仕事も動かないので、何とか制度を仕掛けなくてはならないのかなとの発想で書いております。

委員：

私も上龍華の森林組合の話をしみますと、最近まで広葉樹の雑林地のようところがこの間伐採されて、新たにまた杉が植えられています。私は、明るい広葉樹にされるのかと思ったら、また杉なんですね。杉が売れない、売れないいいながらまだ杉を植えるのか、と。森林組合なら森林組合にどのように伝えるか、そうでないとサルやシカの生息域を整備していくことにならないのではないのでしょうか。やっぱり、先にもいいましたが、明確なビジョンがあり、誰が見てもどうしたらどうなるのか明確でないと、自分が何をしたらいいのか分からない。とりあえず杉でも植えるかとなる。私のような後から来た者の話は聞いてもらえません。生息域の整備ならそれを徹底して、一角でも広葉樹の森に変えていこうという意識になっていないのが現実。サルはさっきおっしゃったとおり、家の中まで入ってきますから、木の実や野菜だけでなく、人の作ったスコーンやクッキーなども取っていきます。一度味を覚えてしまうと、窓を開けてでも入ってくる。早く対処しないと、山に戻すことが難しくなりますので、皆が共有するビジョンを作って、滋賀県ではこういう山を作って動物も人間も楽しく暮らしましょう、みたいなものが統一されないと現実的にはなかなか動かないと思います。

委員：

公聴会の条件付賛成の中で、モニタリングをしっかり行って対策をやってくださいというのがありますが、先ほどから何回もモニタリングといわれていますが、最初の項目でデータ不足で解析できないという事も書いています。ということは予算がない。予算がなければ何もできないということになりますね。

事務局：

確かに当課だけでは予算的に苦しいのですが、現在国でも制度的に仕掛けておりまして、例えば今年度高島市が福井県の若狭町と連携して事業を実施しております。これには国から 800 万円ほどの予算をいただきながら進めておら

れます。また、圏域事業で、甲賀県事務所と東近江地域振興局では農政関係が主となり事業を進めておられます。また東近江市のほうでも単独事業で対策を進めておられ、来年度からは国の研究事業の高度化事業とかも引っ張ってこられると聞いております。このように地元での取組も進んできています。そのあたりの情報についても我々のほうで集約させていただいて、成功事例を御紹介できれば、他の地域でも取組を進めていただけていただけないかなと思っています。当課だけではできないことは、他の機関と連携してデータの整備も行いながら、進めていきたいと思っています。

委員：

ということは、県が主体なんだけれども、実際は県が取りまとめるだけであって、県からモニタリングはしっかりとやれないという状況ですか。

事務局：

やれる分についてはやっています。

モニタリングは非常に重要なところでして、27 ページのところにモニタリングについて記載しておりますが、いろいろなモニタリングが必要です。例えば数とか分布とかの生息状況については、基本的は県で行うものと思っております。ただ、また予算の話で申し訳ありませんが、毎年 5 群ほどの調査規模ですし、経年変化を見ようと思えば、同じ群れを調べるということになりますので、133 群すべてをとってもモニタリング仕切れないということです。そこで、市町についても、集落の協力を得て、また農水省絡みの補助金とかも活用してもらってある程度把握をしていきたいと思っています。

委員：

擁護するわけではないのですが、サルについては滋賀県はかなり良くやっている方ではないかな、と思います。予算的に苦しいとのことですが、一つの打開策として、農政サイドの取組でやられていることが何点かあると思いますので、これを全県的に広げていくことを頑張ってもらってほしいなと思います。

森林整備の話ですが、広葉樹林化と簡単にいっていますが、これは研究段階でして、どうやったら広葉樹林化を図れるのかについては、手技手法としてもまだ確立していない中で謳っているわけです。国有林のほうで研究は進んでいますが、滋賀県では民有林ばかりです。民有地や共有林をどのようにして野生動物と共生できるような森林にしていけるのかについて、どのように予算をつけたりするのか、なかなかいい方法がないというのが現状です。森林整備とか地球温暖化とかそういったことで土地を借りて、行政が行っていくとか、その

ような取組を滋賀だけでなく西日本全体でやっていただければと思います。サルの問題だけではなく、シカや希少種などすべてが同じ問題だなと感じています。

委員：

ポイントのところに、被害対策の選択は被害発生程度の評価のみに基づいて行います、とあります。被害発生程度のというのは被害発生頻度と同じなのでしょうか。

事務局：

被害発生程度の評価というのは、加害レベルをさしています。また、加害レベルは出没頻度のレベル、被害発生頻度のレベル、人なれの3つの指標を平均して出しています。

議長：

私からも一点お聞きしたいのですが、地理情報システム上に乗せるという話が出ていますが、これはどのような導入状況でしょうか。これを具体的に御紹介いただきたいのですが。

事務局：

これは耕地課のほうで昨年度に、獣害対策データベースというシステムを開発していただきました。これが各地域協議会のほうで活用が可能な状況になっています。

この中には、出没のポイントであるとか、どこの地域に柵があるのかについて、データを入れれば地図上、写真上に表示できるようになっています。これはビジュアルに訴えるものでして、地域での合意形成を図る上で非常に有効なツールになり得ると思っています。この有効な活用を図るために、11月半ばには操作研修会を開催しようとして準備を進めているところです。現場で現在どのくらい情報が入っているのかについては、使い方が難しいということで、データ入力が進んでいないようですので、操作研修会を行いたいと思っています。

議長：

具体的に農家の方が、アクセスして分布状況を見るとかはできますか。

事務局：

そこまでは、まだできません。

議長：

地理情報システムは、いろいろとその効用が言われておりますので、これからも御検討をお願いします。

他に何かありませんでしょうか。

サルについては検討委員会で3回もんでいただいておりますので、もし皆様から御意見がないようでしたら、部分的に何か修正する点もほとんどなかったように思いますので、このあたり私と事務局で詰めることとして、このような形で答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員：

異議なし

議長：

それでは、サルについては答申ということでお願いします。第10次については、次回に引き続きということで、後に事務局から日程等の連絡があると思いますが、よろしくをお願いします。

それでは、本日の議題はこれで終わりますので、後は事務局へお返しします。

事務局：

長時間にわたりまして、ありがとうございました。いま部会長から第一の議題については継続審議、第二の議題については答申ということでいただきましたので、その方向で調整して進めていきたいと思っております。

では、最後に熊倉課長より御挨拶申し上げます。

課長：

挨拶というか、今後の予定でございますが、10次計画のほうは次回、12月初旬当たりで日程調整のお願いをしたいと思います。その際に、郵送でお送りしていただきました生息地指定についても案としてまとめたいと思っておりますので、併せて御審議をお願いします。

サルについては答申いただけるということで、ありがとうございました。細かいところもあると思っておりますので、部会長と相談させていただきまして、11月半ばくらいになると思っておりますが、正式な答申の決裁を部会長からいただきたいと思っております。

なにぶんお忙しい時期に何回も開催ということで恐縮ですが、次回も是非よろしく願いいたします。